

第9回定時総会を開催

～ 各議案原案どおり承認可決 ～

一般社団法人麴町青色申告会第9回定時総会は、去る5月24日（火）東京青色申告会館において、ご来賓に麴町税務署長青木幸弘様、個人担当副署長渡邊尚之様、個人課税第1部門統括官河野博己様、上席国税調査官小幡康伸様をお迎えして開催されました。

総会は、松江会長の挨拶後、下記事項が討議に付され、全て滞りなく承認可決されました。

- 1 過年度決算訂正承認の件
- 2 労働保険事務組合事務処理規約変更承認の件
- 3 令和3年度事業報告、決算報告承認の件
- 4 労働保険料等徴収・納付状況報告の件
- 5 令和4年度事業計画（案）、収支予算（案）承認の件

今年も、事前に「定時総会議案書」を代議員に送付したことで、議事もスムーズに進行し、予定どおり終了することができました。

ご来賓の麴町税務署長青木幸弘様からご祝辞をいただくことができました。

会費収入以外の臨時収入があり、収支はプラスとなりましたが、引き続き、会員減少による収入減少が続くと予想される中、役職員が協力して会員に期待される会運営を目指していくことを確認しました。

特に、本年3月に開設したホームページの更なる充実を行い、税に関する情報等の広報活動を行い、会勢拡大に推進してまいります。

予定納税について（お知らせ）

～ 予定納税額の減額申請について ～

今年の5月15日現在において確定している昨年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、今年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付する制度があります。これを、予定納税といいます。予定納税が必要な方には、6月中頃に税務署から「令和4年分所得税および復興特別所得税の予定納税の通知書」が送付されます。

昨年分の確定申告において、雑収入（支援金や各種給付金等）の申告により、納付すべき税額が 15 万円以上あった方で、今年の 6 月 30 日の現況で所得税および復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7 月 15 日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出し承認されれば、予定納税額は減額されます。該当する会員の方は、事務局までご相談ください。

事務局移転のご案内

6 月 27 日(月)から、下記の住所に移転することとなりました。会員の皆様方のための青色申告会としてお応えできるよう、役職員一同一層努力いたす所存ですので、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

新住所 千代田区九段南 3-2-15 大塚ビル 2 階
電 話 03 (3264) 6089
FAX 03 (3239) 3818

